

# 今津赤十字訪問看護ステーション運営規程

## （事業の目的）

第1条 本事業は、赤十字の理念に基づき地域社会、家庭において、老人および療養者の療養生活を支援し、生活の質の確保が図れるよう専門的な知識技術をもった看護を提供することを目的とする。

## （運営の方針）

第2条 ステーションの看護師等は、対象者の心身の特性を踏まえて全体的な日常生活動作の維持回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

- 2 事業の実施にあたっては、今津赤十字病院、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 入院が必要な対象者に対しては、今津赤十字病院において専門的治療が受けられる。

## （事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 今津赤十字訪問看護ステーション
- （2）所在地 福岡市西区今津377番地 今津赤十字病院内に設置

## （職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 看護師1名：兼務  
管理者は、所属職員を指導監視し適切な事業の運営が行われるように総括する。

- （2）職員 看護師2.5名以上  
理学療法士1名以上

職員は、訪問看護及び指定介護予防訪問看護を担当し、この訪問看護及び指定介護予防訪問看護計画書の作成をして、これに関わる報告書にて報告する。

- （3）ステーションの職員増員については、必要に応じて増員することができる。

## （営業日及び営業時間）

第5条 訪問看護ステーションの営業日と営業時間については、今津赤十字病院職員就業規則に準じて定めるものとする。

- 2 営業日は、原則として月曜日から土曜日とする。ただし、休日については次のとおりとする。
  - ア 国民の休日
  - イ 日赤創立記念日（5月1日）
  - ウ 年末年始の6日間（12月29日から1月3日）

- 3 営業時間 9時00分から17時30分までとする。
- 4 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護及び指定介護予防訪問看護の申し込みと提供方法)

第6条 訪問看護及び指定介護予防訪問看護の申し込みと提供方法は次のとおりとする。

- (1) 訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用希望者・介護保険における担当ケアマネージャーがかかりつけの医師に申し込み、医師が交付した訪問看護及び指定介護予防訪問看護指示書及び居宅サービス計画書に基づいて看護計画書を作成し訪問看護及び指定介護予防訪問看護を実施する。
- (2) 利用希望者・家族または介護保険におけるケアマネージャーからステーションに直接申し込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を求めるよう指導する。
- (3) 利用希望者に主治医がない場合は、ステーションから主治医の選定をする。

(訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容)

第7条 訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 医学的立場から心身の健康状態、病状の観察
- (2) 療養生活上の相談、介護方法の指導
- (3) 清潔の保持、清拭・洗髪・入浴の介助
- (4) 食事や睡眠の援助
- (5) 痛みなどが和らぐ援助
- (6) リハビリテーション
- (7) 服薬管理
- (8) 終末ケア
- (9) 医療器具使用者の看護
- (10) その他医師の指示に基づく医療的処置など
- (11) 精神的支援

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は福岡市 西区(離島を除く)、糸島市の区域とする。

(緊急時及び事故発生時における対応方法)

第9条 看護師等は、訪問看護及び指定介護予防訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行うこととする。主治医に連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

- 2 緊急時の連絡方法、連絡ルートについては、利用者・医師・看護師等三者間で確認しあっておく。
- 3 看護師等は緊急時において、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料)

第10条 訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合、基本料金は介護保険対象者である利用者は介護保険に基づき、老人医療受給対象者である利用者からは老人医療証の負担に基づき、その他の利用者からは、医療保険各法に基づく本人負担分を徴収するものとする。

- 2 訪問看護及び指定介護予防訪問看護を開始するに当たり、あらかじめ利用者や家族に対しその趣旨の理解を得ることとする。
- 3 その他の利用料は別表に定める。
- 4 訪問看護及び指定介護予防訪問看護に要した医療保険での訪問の場合、交通費は次の費用を徴収する。
  - (1) ステーションより直径10km未満・・・交通費算定なし
  - (2) ステーションより直径10km以上15km未満・・・1往復100円
  - (3) ステーションより直径15km以上・・・1往復150円
- 5 日常生活上必要な物品 実費
- 6 死後の処置料 20,000円

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的で開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業員に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(その他運営についての留意事項)

第12条 訪問看護ステーションは、社会的使命を充分認識し職員の質的向上を図るため研究、研修の機会を設ける。

- 2 事業所は、全ての従業員に対し、健康診断等を定期的の実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、必要な措置を講じるものとする。
- 3 職員は業務上知り得た秘密を保持し、退職後も同様に秘密を保持する。
- 4 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 6 サービスに関する利用者からの苦情に対して、円滑かつ迅速に対応するため、担

当者の配置、改善措置、記録の整備等必要な措置を講じる。

- 7 医事、会計、官財、人事等、事務的な業務は病院の協力を得る。
- 8 定められた記録（管理、訪問看護及び指定介護予防訪問看護、会計及び設備、備品に関するもの）を作成し、保存期間は最低5年とする。
- 9 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は今津赤十字訪問看護ステーション運営会議において検討する。
- 10 訪問看護ステーションの会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わるものとし独立した収支書を作成する。

#### 附則

この規程は令和5年4月1日から施行する。